
(仮称) 直方市保健福祉センター

基本構想 (案)

目 次

1. 基本構想策定	1
1.1 前提条件の整理	1
1.1.1 複合化施設の検討	1
1.1.2 複合化検討施設の現状	3
1.1.3 保健福祉施設に関する課題	5
1.1.4 上位関連計画等	7
1.1.5 建設候補予定地に係る事項	25
1.1.6 将来人口推計	27
1.2 導入機能の整理	27
1.2.1 導入機能の検討	28
1.2.2 導入機能・諸室の整理	28
1.2.3 災害時の避難者支援機能	30
1.2.4 稼働率の整理	30
1.3 基本構想の作成	31
1.3.1 施設整備の必要性	31
1.3.2 基本構想の位置付け	32
1.3.3 施設の基本理念	32
2. 対象施設の計画及び基本的仕様の検討	33
2.1 庁内関係各課及び関係団体へのヒアリング	33
2.1.1 ヒアリングの概要	33
2.1.2 ヒアリング結果	34
2.2 配置方針の検討	36
2.2.1 配置方針の作成	36
2.2.2 配置方針の比較・評価	37
2.2.3 建替え手順の検討	38
2.3 計画・デザイン方針検討	39
2.3.1 導入機能の整備方針	39
2.3.2 デザインの方向性	40
2.3.3 各諸室等の具体的計画方針	41
2.3.4 設備計画方針・形式	43
2.4 構造種別方針検討	44
2.4.1 耐火性能	44

2.4.2 耐震性能	45
2.4.3 構造種別・構造形式の方針	47
2.5 事業手法検討	50
2.5.1 事業手法の整理	50
2.5.2 事業手法の比較	54

1. 基本構想策定

1.1 前提条件の整理

既存施設の現状や施設内容、施設規模、課題等を、上位関連計画及び「平成 24 年度（仮称）直方市保健福祉センター基本構想（平成 25 年 1 月。以下「平成 24 年度基本構想」という。）」等から情報収集を行い、本施設の設置に係る前提条件を整理しました。

1.1.1 複合化施設の検討

(1) 施設の位置

（仮称）直方市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）の立地については、平成 24 年度基本構想において、高齢化社会への対応という視点から交通アクセス等の利便性が求められる点や様々な世代が利用することによるまちの賑わいづくりの点から中心市街地への新設を検討する一方、本市の交通事情を鑑みた場合、バス路線の関係等で公共交通機関の利用が難しい方や、子育て世代など、施設利用の際に車を利用せざるを得ない方についても配慮する必要があり、一定規模の駐車場の整備についても検討するとしていました。その後、中心市街地への新設について検討しましたが、障がい者や小さな子供を持つ保護者など車を利用せざるを得ない方をはじめとする利用者に見合った規模の駐車場の確保が困難等の理由から、中央公民館敷地内での整備を検討することとします。

(2) 複合化検討施設

平成 24 年度基本構想では、保健福祉センターに関して「様々な保健関連事業による生涯を通じての健康づくりや交流の場の提供、子育て、障がい者、高齢者に関する相談・支援などのサービスを一元的に提供する施設を目指します。」としており、保健・福祉機能の複合化を検討していたことを踏まえ、保健福祉センターに複合化する施設について、下記のとおり検討します。

健康福祉課別館については、本市の保健・福祉機能の拠点であり、平成 24 年度基本構想において乳幼児健診や各種がん検診等の機能、健康増進機能等を設置するとしていたことを踏まえ、複合化の対象とします。

男女共同参画センターについては、保健福祉事業との関連性が高い本館の軽運動室、料理講習室及び本館の共用部分（廊下等）のうち軽運動室等の面積に応じて按分した面積の合計（対象面積：386.68 m²）を複合化の対象とします。

直方市社会福祉協議会が入居していた旧総合福祉センターについては、老朽化により施設内の天井が落下するなど利用者の安全確保が困難であること等を理由に令和元年 7 月に閉鎖され、中央公民館隣接地への一時移転を余儀なくされています。直方市社会福祉協議会については、「平成 24 年度基本構想」において保健福祉センターへの入居を検討する旨の記載があることから、旧総合福祉センターを複合化の対象とします。

さらに、旧適応指導教室については、外壁剥落による利用者の安全確保が困難であることから平成 30 年 4 月の施設閉鎖後、同施設での事業について、令和 3 年 3 月時点では、適応指導教室は男女共同参画センター本館内に、教育研究所は市庁舎内に、地域子育て支援センターは直鞍産業振興センター別館内に、それぞれ一時移転しています。このうち、適応指導教室（対象面積：258.35 m²）については、市内の複数施設間での一時移転を繰り返しており、児童生徒への指導・

支援に支障をきたしていた点や教育・福祉等の面で児童生徒や保護者の相談対応が多いことから複合化の対象とします。なお、本構想においては、一時移転前の旧施設の複合化として取り扱うものとします。

同一敷地内の中央公民館については、ニーズの高い時間帯・諸室では抽選により利用の可否を決定するほどの利用状況となっており、仮に、中央公民館をあわせて複合化する場合は「直方市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」に基づき、目標値として約 20%の公民館部分の面積削減が求められることから、ニーズの高い時間帯・諸室の利用がより困難になる恐れがあります。また、複数の機能を過剰に複合化した場合、1つの施設に利用者が集中して施設内が混雑し、施設利用に際して配慮を要する乳幼児や高齢者、障がい者などの施設利用に支障をきたす恐れがあることから、中央公民館については複合化の対象外とします。

表 1-1 複合化検討施設の概要

棟名称	延床面積 (㎡)	構造	階数	築年
健康福祉課別館	919.0	RC 造	2	S42
男女共同参画センター本館	613.16 (うち複合化対象 386.68 ㎡)	RC 造	3	S59
旧総合福祉センター本館	729.59	RC 造	2	S47
旧総合福祉センター別館	615.95	RC 造	2	S52
旧適応指導教室	664.33 (うち複合化対象 258.35 ㎡)	RC 造	2	S48

1.1.2 複合化検討施設の現状

本構想において複合化の検討対象とする施設（健康福祉課別館、男女共同参画センター本館、旧総合福祉センター（本館・別館）、旧適応指導教室）の配置を図 1-1 に示します。

健康福祉課別館（旧市民会館別館）及び男女共同参画センター本館は、直方駅から直線距離で約 600m の位置にあり、中心市街地の東寄りに位置します。旧総合福祉センター（本館・別館）は、直方駅から直線距離で 500m 強の位置にあり、中心市街地の西側に隣接しています。

旧適応指導教室は、筑豊電気鉄道の感田駅から直線距離で 1km 以上、JR 直方駅から直線距離で 2km 以上の位置にあるため、最寄りバス停は西鉄バスのバス停「福智台団地」でしたが、外壁剥落による利用者の安全確保が困難であることから、建物を解体し、男女共同参画センター本館に一時移転している状況です。

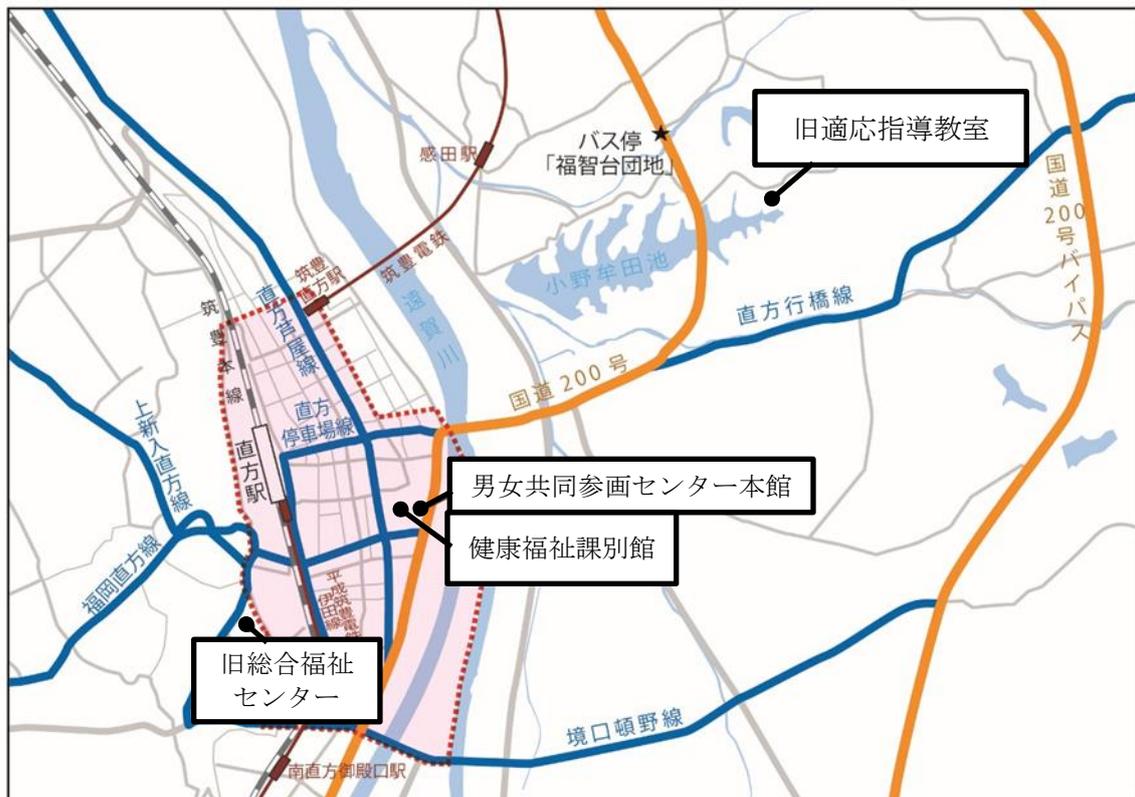


図 1-1 複合化検討施設の配置

健康福祉課別館、男女共同参画センター本館、旧総合福祉センター（本館・別館）及び旧適応指導教室の各施設について、概要を表 1-2 に示します。

表 1-2 複合化検討施設の概要

	健康福祉課別館 (旧市民会館別館)	男女共同参画 センター本館	旧総合福祉センタ ー（本館・別館）	旧適応指導教室
所在地	津田町 7-20	津田町 7-20	大字山部 616-145	大字感田 3601-4
敷地面積	7,007.9 m ² (中央 公民館敷地を含 む)	725.3 m ²	1,869.22 m ²	2,479.9 m ²
延床面積	919 m ²	613.16 m ² (うち複合化対象 386.68 m ²)	1,345.54 m ² (本館・別館計)	664.33 m ² (うち複合化対象 258.35 m ²)
竣工	昭和 42 年	本館：昭和 59 年	本館：昭和 47 年 別館：昭和 52 年	昭和 48 年
施設の内容 (主な 諸室)	第 1～第 4 会議室、 障がい者基幹相談 支援センター、和室 1～2、応接室、給湯 室、他	事務室、託児室、料 理講習室、第一講習 室、第二講習室、軽 運動室、相談室 他	○本館： 事務室、会長室、印 刷室、相談室、第 1 会議室、第 2 会議 室、ホームヘルプサ ービス事務所、大会 議室、ステージ、和 室 1～3、給湯室、他 ○別館： おもちゃ図書館、集 会室、ステージ、機 能回復訓練室、湯沸 室、他	事務室、娛樂室・談 話室、給湯室、遊び の広場、シャワー 室、ファミリーサポ ートルーム兼相談 室、料理講習室、会 議室兼相談室、音楽 室、適応指導教室 (集会室)、教育研 究所(管理人室)、 他

1.1.3 保健福祉施設に関する課題

(1) 市民の課題認識

本市では、第5次直方市総合計画とその施策について、市民の市政に対する意見や評価、要望等を把握し、今後の計画の進捗管理に活かすとともに、市政推進上の基礎資料とすることを目的として、「直方市のまちづくりのための市民意識調査」を実施しました。その中で、前回の基本構想策定前に実施した調査結果（平成21年度調査）と直近の調査（令和元年度調査）における保健・福祉に係るものについての市民の意識は以下のとおりです。

1) 保健事業の充実

- ・ 平成21年度の調査では、満足度が高い中で唯一30代（-0.08）のみマイナス評価となっていたが、令和元年度の調査では、満足度、重要度ともに、いずれの地区、年代においても平均を上回っている。
- ・ 不満の理由としては、「各種検（健）診の内容・場所・回数等が不十分」が最も高く（27.3%）、次いで「相談・検（健）診等の実施日や申込方法がわかりにくい」が（25.8%）であった。

2) 障がい者福祉の充実

- ・ 平成21年度の調査では、満足度はマイナス評価だったが、重要度は比較的高かった。一方、令和元年度の調査では、重要度、満足度ともに高位にあり、現状の水準を維持していくことが位置付けられている。
- ・ 不満の理由としては、「市民の障がい者に対する理解や、障がい者との交流が不十分」が最も高く（26.1%）、次いで「障がい者の雇用・就業に対する環境整備が不十分」及び「施設や道路等のバリアフリーの取り組みが不十分」がともに（21.7%）であった。

3) 高齢者福祉の充実

- ・ 平成21年度の調査では、満足度はマイナス評価だったが、令和元年度の調査では、満足度、重要度ともに高位にあり、現状の水準を維持していくことが位置付けられている。
- ・ 不満の理由としては、「生きがいがづくりや社会参加への取り組みが不十分」が最も高く（22.9%）、次いで「介護予防や生活支援の取り組みが不十分」（20.0%）であった。

4) 地域における子育て環境の充実

- ・ 平成21年度と令和元年度のいずれの調査においても、満足度、重要度ともに高位にあり、現状の水準を維持していくことが位置付けられている。
- ・ 不満の理由としては、「子育て支援の情報が少ない」が最も高く（33.6%）、次いで「子育て支援の内容が不十分」が（23.8%）であった。

5) 教育環境の充実・強化

- ・ 平成 21 年度の調査では、満足度はマイナス評価だったが、令和元年度の調査では満足度、重要度ともに高く、現状の水準を維持していくことが位置付けられている。
- ・ 不満の理由としては、「障がいのある子ども等特別な配慮が必要な子どもへの支援体制が不十分」が最も高く（38.8%）、次いで「老朽化している教育関連施設の新設や改修の取り組みが不十分」が（33.6%）であった。

(2) 各施設の課題

本市では、健康福祉課別館を中心に保健福祉事業を行っていますが、健康福祉課別館は旧市民会館別館を活用した施設であることから、保健福祉センターとしての機能を十分に備えていないため、様々な支障をきたしています。

健康福祉課別館、男女共同参画センター本館、旧総合福祉センター（本館・別館）、旧適応指導教室それぞれの課題は次のとおりです。

1) 健康福祉課別館の課題

- ・ 旧耐震基準（いわゆる新耐震基準以前の耐震基準）により設計された建物であり、耐震性能が劣る可能性があるが、耐震対策は未済である。
- ・ エレベーターが未設置である等バリアフリーが十分でないため、乳幼児を抱える保護者やベビーカー利用者、高齢者、車いす利用者には利用上の支障が生じている。
- ・ 健診や健康教室に利用しづらい間取りであり、健診の流れを把握しにくい。
- ・ 部屋数が少なく、事務室も事業を行う一つの部屋として利用しなくてはならない。
- ・ 年々、各種相談件数が増えているが、それぞれの相談室がない。

2) 男女共同参画センター本館の課題

- ・ エレベーターが未設置である等バリアフリーが十分でないため、乳幼児を抱える保護者やベビーカー利用者、高齢者、車いす利用者には利用上の支障が生じている。

3) 旧総合福祉センター（本館・別館）の課題

- ・ 旧耐震基準により設計された建物であり、耐震性能が劣っている。
- ・ 施設が老朽化しており、継続使用の場合は補修費等が増えてくるものと思われる。
- ・ 天井の落下など利用者の安全確保が困難であることから、令和元年 7 月末をもって施設の閉鎖、中央公民館隣接地への一時移転を余儀なくされている。

4) 旧適応指導教室の課題

- ・ 筑豊電気鉄道感田駅、JR 直方駅ともに直線距離で 1km 以上の距離があるため、自家用車を所有しない方々等、交通弱者への負担は大きい。最寄りのバス停はあるが、児童・生徒等にとってはアクセス性が優れているとは言えない。
- ・ 外壁剥落など利用者の安全確保が困難であることから、令和元年 7 月に施設の解体、男女共同参画センター本館への一時移転を余儀なくされている。

1.1.4 上位関連計画等

(1) 第6次直方市総合計画（令和3年3月）

本計画は、「未来へつなぐ～ひと・まち・自然～」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本となる計画であり、関連事項として以下の内容が挙げられます。

■第6次直方市総合計画における関連項目

1. 子育て支援の充実

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第1節 健やかに育ち、いつまでも生きがいをもって生活できるまち

◇（1）子育て支援の充実

— 抜粋 —

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実

関係機関等と連携し、母子保健事業や子育て家庭への支援体制、情報提供の充実を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。行政や関係機関が、乳幼児健診など様々な機会を通して子育て家庭に関わることで、子育て家庭の孤立化の防止や相談等の機会確保につなげます。

②要支援児童・要保護児童等への支援体制の充実

子育て世代包括支援センターにおける包括的な関わりなどを通して、発達障がい
の早期発見や早期支援の取り組みを進めます。

2. 健康づくりの推進

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第1節 健やかに育ち、いつまでも生きがいをもって生活できるまち

◇（2）健康づくりの推進

— 抜粋 —

①健康づくりの推進

自分の生活に合った健康づくりへの自発的な取り組みや疾病予防、健全な食生活の実践、若い頃からの運動習慣の定着などの取り組みを推進するため、健康相談や健康教育の充実、セルフメディケーションの推進を図ります。

保健福祉施設については、健康づくりの推進や福祉の充実に必要な機能、将来負担等も踏まえた上で、整備に着手します。

②疾病の早期発見・重症化予防の推進

健康寿命を延ばすためには、日頃の健康づくりに加えて、疾病の早期発見、重症化予防が重要です。市のがん検診や特定健診の受診率向上を図るとともに、健診の結果、健康上の問題があると判明した市民を対象に、保健師や栄養士などによる指導を実施します。

3. 高齢者・障がい者福祉の充実

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第1節 健やかに育ち、いつまでも生きがいをもって生活できるまち

◇（3）高齢者福祉・障がい者福祉の充実

— 抜粋 —

②高齢者が安心して暮らせる体制づくり

高齢者の見守りや孤立化対策を強化します。また、関係団体や専門機関と連携して、虐待の防止や詐欺等の消費者被害防止を強化し、高齢者の権利擁護を推進します。

③バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進

誰もが安全・安心に生活できるよう、生活空間におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。

⑤障がい者の地域生活支援

障がい者相談支援事業の強化を図ります。さらに、障がい者の生活を支える様々な専門職の確保、地域事業者の質の向上や福祉ボランティアの育成・活動支援に努めます。

4. 特別支援教育の充実

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第2節 時代の変化に対応できる力と豊かな感性を育むまち

◇（1）学校教育の充実

④特別支援教育の充実

特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。教職員の専門性の向上や学校等の支援体制を充実させ、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもに対し、きめ細かい教育・支援を推進します。

5. 生活困窮者の支援

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第4節 生活の安定・自立に向けてみんなで支えあうまち

— 抜粋 —

①生活困窮者の自立に向けた適正な支援の推進

支援の対象となる人それぞれの、困窮に至る背景や要因などを十分に把握したうえで、公的な支援制度の活用や公民連携による取り組みにより、最も適した支援策を実施し、経済的自立や社会生活、日常生活の自立を進めます。

6. ノーマライゼーションの推進

■第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

□第6節 すべての人の人権が尊重され、共存・共生できるまち

— 抜粋 —

③ノーマライゼーションの推進

障がい者理解を促進するため、啓発活動を推進し、人権尊重の意識向上を図ります。また、障がい者や高齢者などの権利擁護、虐待防止のための日常生活支援など、ノーマライゼーションの理念に沿った取り組みを進めます。

7. 省エネルギー、低炭素エネルギーの導入推進

■第3章 自然：豊かな自然と共生して、快適に暮らせるまち

□第2節 自然への親しみと循環型社会への高い意識を持つまち

◇（3）脱炭素社会の構築

— 抜粋 —

①省エネルギー、低炭素エネルギーの導入推進

公共施設については、省エネルギー・低炭素エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入により、CO2排出量の削減を推進します。

8. 財政の健全化

■第4章 行財政：持続可能な行政運営に向けた、行政運営の効率化・財政健全の推進

□第3節 財政の健全化

— 抜粋 —

③公共施設等の適正管理

公共施設やインフラについては、新たな技術の導入などによる老朽化対策、維持管理コストの削減に加え、人口規模や将来的な利用予測データなどを踏まえ、施設の統廃合や施設規模の適正化を検討します。

(2) 直方市都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月）

本プランは、まちづくりのテーマを「自然と共生し、快適に安心して暮らせるまち」とし、集約型都市構造を目指すこととしています。

健康福祉課別館、男女共同参画センター本館は中心拠点（拠点商業・業務地区）に立地しており、本計画に関わる内容として以下の項目が挙げられます。

■都市計画マスタープランにおける関連項目

1. まちづくりのテーマ

自然と共生し快適に安心して暮らせるまち

～生活・産業・文化の魅力と活力にあふれ、多様な交流が育まれる地域中心都市・直方～

2. まちづくりの理念

- ①安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり
- ②交通の要衝にある都市としての魅力と機能を有する自立性のあるまちづくり
- ③高齢者、障がい者等を含めたすべての人にやさしいまちづくり
- ④市民と行政による適切な役割分担と協働による市民参加型のまちづくり

3. 将来のまちづくりの目標

- ①良好な居住環境と利便性を合わせもつ快適なまち
- ②多様な活力ある産業の集積・展開により創出されるまち
- ③自然・文化・歴史を生かし多様な市民ニーズや価値観に対応したまち
- ④自立性を持ち多様な連携を高める北部九州の交流拠点のまち

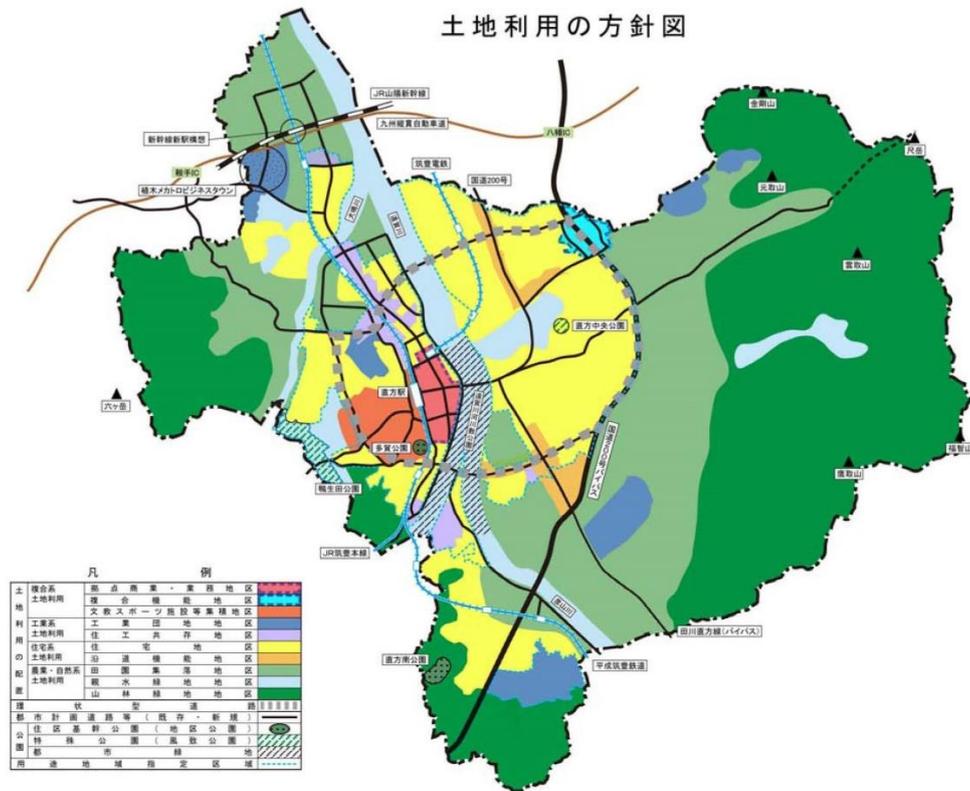
※目標年次：平成 35 年（2023 年）



土地利用の方針

■第3章 分野別方針

□1. 土地利用の方針



①中心拠点：拠点商業・業務地区

市域全体の生活、産業、交通、医療・福祉等の中心地として、住宅、商業・業務施設、公共施設など様々な都市機能が集積し、街なかの賑わいを創出する拠点

◆拠点商業・業務地区については以下の方針を設定

- 商業、業務、医療、福祉、住宅等の既存の都市機能の活用と新たな都市機能を誘導し、歩行者の円滑な移動に配慮した道路等の整備により都市機能集積と回遊性に富んだ市街地整備を推進
- 既存施設の有効活用を図り、利便性に優れた都市型居住地として居住環境の再編を推進するとともに、複合的中高層都市型住宅の計画的な立地誘導により定住人口の増加を促進
- 道路や公園、公共公益施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインにも配慮された施設設備やサインの設置等、誰もが安全・安心して利用できる公共空間を形成
- 拠点商業・業務地区への大規模集客施設の立地を誘導

■第5章 目標実現に向けた取り組み

□1. 社会資本整備のマネジメント

～公共公益施設の効率的・効果的な配置を進めるまちづくり～

— 抜粋 —

(2) 取組み

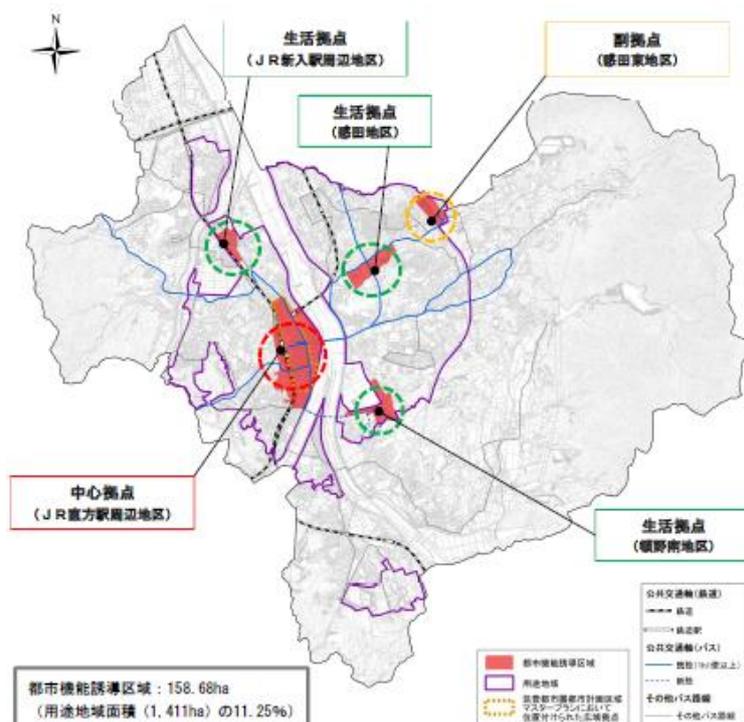
- ◇施設の高度化、多機能化、複合化、世代間交流の推進
- ◇効率的かつ効果的な施設の管理及び運営の推進
- ◇将来を見据えた施設配置の推進
- ◇既存ストックの有効活用の推進
- ◇中長期を見据えた計画的な施設整備の推進
- ◇戦略的な施設の統合と廃止
- ◇多様な整備主体との連携
- ◇庁内における体制づくりの推進

(3) 直方市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）

本計画は、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。保健福祉センターは都市機能誘導区域である中心拠点（JR 直方駅周辺地区）への誘導を図る施設（本計画上は「保健センター」と表記）として位置付けられています。

■立地適正化計画における関連項目

○都市機能誘導区域



○都市機能誘導区域における誘導施設の設定

拠点・地区	位置付け	誘導施設		
JR 直方駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全体の生活、産業、交通、医療・福祉等の中心地として、住宅、商業・業務施設、公共施設など様々な都市機能が集積し、街なかの賑わいを創出する拠点 ・人口減少が進む中で、鉄道等の公共交通により、近隣の宮若市・鞍手町・小竹町等の各都市で不足する機能の補完も担う広域的な拠点 ※筑豊都市圏都市計画区域マスタープランにおける『広域拠点』に含まれる地区と含まれない地区にわけて誘導施設を検討 	広域拠点内	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗（延床面積・1,500 m²以上〈10,000 m²超を含む〉） ・病院（病床数・20 床以上 200 床を超えるものを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（サ高住含む） ・保健センター ・子育て支援センター ・図書館、博物館 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・生涯学習施設 ・スポーツ施設 ・地域交流施設 ・行政機関
		広域拠点外	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗（延床面積・1,500 m²以上） ・病院（病床数・20 床以上 200 床以下） 	
感田東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外部の交通の要所に位置し、中心拠点の発展に欠かせない商業、流通機能等を有する拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗（延床面積・1,500 m²以上） ・病院（病床数・20 床以上 200 床以下） ・有料老人ホーム（サ高住含む） ・地域交流施設 		
JR 新入駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性が特に高い鉄道駅を中心として、生活サービスを提供する拠点 			
頓野南地区	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の機能集積に加え、公共交通の新設を契機として、生活サービスを提供する拠点 			
感田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性が高く、既存の機能集積地区を中心として、生活サービスを提供する拠点 			

(4) 直方市地域防災計画（令和2年2月）

本計画は、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、市域の総合的かつ計画的な防災行政の整備等に関する事項を定めた計画です。この中で、防災拠点となる庁舎や不特定多数の人が利用する施設の耐震化を進めることや、災害ボランティアについて、直方市社会福祉協議会と連携して受け入れ体制を整備するとともに、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めることが定められています。また、健康福祉課別館、男女共同参画センターが避難所に位置づけられています。

■直方市地域防災計画における関連項目

○計画の構成

この計画は、本市において過去に発生した災害及びこれに対する応急対策の状況等を基礎として、今後予想される災害に備えるため策定するものであり、下記の5編をもって構成する。

1編 総則

この計画においては、市地域防災計画の目的・性格等、市の災害の想定及び特性、防災関係機関の業務の大綱等について定める。

2編 災害予防計画

この計画においては、風水害、地震等全ての災害に共通する災害予防にかかわる事項について定める。

3編 災害応急対策計画

この計画においては、風水害、地震等全ての災害に共通する災害応急対策にかかわる事項について定める。

4編 地震災害対策計画

この計画においては、地震災害に備えるため、災害予防及び災害応急対策について定める。

5編 災害復旧計画

この計画においては、甚大な災害による被害を受けた被災者の生活再建を基本に復旧・復興について定める。

1) 耐震性の確保

■第2編 災害予防計画 第2章 防災基盤の強化

□第5節 建築物及び文化財等災害予防計画

◇第3 建築物等の耐震性の確保

— 抜粋 —

市は、旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、県の「耐震改修促進計画」に基づき、「市耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・改修を促進する。

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 市の耐震性確保に関する方針

ア 新築建築物

新たに建築する市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性を確保するものとする。

2) 災害ボランティアの受入体制整備

■第2編 災害予防計画 第4章 効果的な応急活動のための事前対策

□第13節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

◇第2 災害ボランティアの受入体制の整備

— 抜粋 —

市は、直方市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティア受入体制を整備するとともに、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めるものとする。

3) 避難所の指定

■第2編 災害予防計画 第4章 効果的な応急活動のための事前対策

□第8節 避難体制等整備計画

◇第3 避難経路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

本計画に関連し、避難所等として位置づけられている施設は下記のとおりである。

避難所設営予定箇所	・健康福祉課別館 ・男女共同参画センター
-----------	-------------------------

4) 耐震性の確保

■第4編 地震災害対策編 第1章 災害予防計画

□第1節 重点的に取り組むべき対策

◇第1 地震に強いまちづくりの推進

分類		対象建築物
防災拠点建築物	災害時の情報収集・指令等	市庁舎
	医療・保健活動、被災者支援	消防署、(病院、保健所)
	避難活動支援	指定避難所(学校、体育館、公民館等)
要配慮者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園、保育所等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する施設		学校、その他建築物

(5) 直方市公共施設のあり方に関する基本方針（平成 23 年 11 月）

本方針では、「公共施設の見直しの際の視点」について 8 つの視点が整理されています。さらに、健康福祉課別館は、直方市社会福祉協議会、直方市・鞍手郡障がい者生活支援センター（現 直鞍地区障がい者基幹相談支援センター）との機能の統合を検討することとしています。

■直方市公共施設のあり方に関する基本方針における関連項目

3. 公共施設の見直しの際の視点について

- 視点 1 施設の高度化、多機能化、複合化、世代間交流の推進
- 視点 2 効率的かつ効果的な施設の管理及び運営の推進
- 視点 3 将来を見据えた施設配置の推進
- 視点 4 既存ストックの有効活用の推進
- 視点 5 中長期を見据えた計画的な施設整備の推進
- 視点 6 戦略的な施設の統合と廃止
- 視点 7 多様な整備主体との連携
- 視点 8 庁内における体制づくりの推進

4. 各施設の今後の方向性について

(1) 健康福祉課別館（保健福祉センターの機能を持つ施設）

方向性：施設を新設し、既存施設の統合により、多機能化・複合化を図る

- 現行の施設は、旧市民会館別館を利用しており、老朽化が進行していることから、施設の新設を検討します。施設を新設する際は、他の施設との統合により多機能化・複合化を図るとともに、施設配置については、高齢化社会への対応という視点から、交通アクセス等の利便性が高い中心市街地の交通結節点に近接する場所への新設を検討します。保健福祉センター（仮称）として、機能の統合を検討する施設は、下記施設とします。
- 直方市社会福祉協議会
直方市社会福祉協議会が入居している総合福祉会館（旧総合福祉センター）は、施設の建設から相当の年数が経過し、老朽化の進行やバリアフリーに未対応など、利便性が低下しています。当該協議会の事業は、保健・医療等との連携により、さらなる効果的な事業展開が期待できることから、保健福祉センター（仮称）との併設を検討します。
- 直方市・鞍手郡障がい者生活支援センター（現 直鞍地区障がい者基幹相談支援センター）
保健・医療等との連携強化により、さらなる効果的な事業展開が期待できることから、保健福祉センター（仮称）との併設を検討します。

(6) 直方市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

本計画は、直方市が保有する公共施設等を適切に維持していくため、公共施設の維持管理、更新等の方針を定めた計画です。この中で、公共施設量を将来的に 20%削減することを目標とし、「公共施設等の管理に関する基本方針」として、3つの取り組み方針が示されています。さらに、健康福祉課別館、男女共同参画センター本館及び旧適応指導教室（旧教育研究所）については、複合化・統合化の方針が示されています。

■直方市公共施設等総合管理計画における関連項目

IV 公共施設等の管理に関する基本方針 「2. 取り組み方針」

1. 公共施設等の保有総量の最適化
 - ① 公共施設の保有総量を削減する
 - ② 財政規模に応じてインフラ施設を整備する
2. 公共施設等の適切な維持管理
 - ① 定期的な点検・診断を行い、公共施設等の安全性を確保する
 - ② 公共施設等の修繕・更新等にかかるコストの削減や財政負担の平準化を図る
 - ③ 施設カルテを作成し、情報の一元化に取り組む
3. 公共施設等の効率的な施設運営
 - ① 日常的な運営コストの削減により効率的に施設を運営する
 - ② 民間活力の導入を進める

V 施設用途の小分類別方針の設定

<健康福祉課別館>

【方針】

- 健康福祉課別館は耐用年数経過時に福祉部門と保健部門の機能を兼ね備えた複合施設化を検討し、面積を削減します。

<男女共同参画センター>

【方針】

- 男女共同参画センター、男女共同参画センター別館、第二公用駐車場は、他施設との統合を検討し、面積を削減します。

<旧適応指導教室（旧直方市教育研究所）>

【方針】

- 適切な機能配置の見直しを行った上で余裕教室の活用を含め、統合・複合化を検討し、面積を削減します。
- 利用者が今後も見込め、現在の規模を維持する必要がある場合は同規模建替えます。

(7) 直方市公共施設個別施設計画（複合化検討編）（平成30年7月策定。令和3年3月改訂。）

本計画では、保健福祉センターについて下記のとおり複合化施設の方針が示されています。

■直方市公共施設個別施設計画（複合化検討編）における関連項目

	内容	機能イメージ
健康づくりの拠点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者までの誰もがいつまでもいきいきと暮らせるよう、乳幼児健診や各種がん検診などの健診・検診が可能なホール機能、生活習慣病予防や介護予防などの健康増進機能、健康づくりに関する様々な相談機能を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診機能（乳幼児健診、特定健診、がん検診等） ○健康づくりの機能 ○健康相談機能
福祉の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療等との連携強化により、さらなる効果的な事業展開が期待できることから、直方市社会福祉協議会及び障がい者基幹相談支援センターを併設し、相談・支援機能を強化することで、総合的な地域福祉の拠点施設を目指す。 社協が事業を実施している、障がいや発達の遅れのある子どもやその家庭を支援するおもちゃ図書館機能を備える。 施設の整備に当たっては、高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮した機能を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○直方市社会福祉協議会 ○障がい者基幹相談支援センター ○おもちゃ図書館機能
保健・福祉・教育連携の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの早期発見や早期支援の取り組みを進めるため、療育機能や発達・就学等に関する相談機能を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○療育機能 ○発達相談・就学相談
福祉・災害ボランティア活動支援の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 災害時のボランティア活動の拠点としての機能や社会福祉協議会内に設置されている、福祉を中心としたボランティアセンター等との連携や市民によるボランティア活動への支援機能を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・災害ボランティア育成・活動支援機能
教育支援の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 直方市教育委員会と連携し、不登校児童・生徒の学校復帰に関する支援を行う適応指導教室機能を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室機能

(8) (仮称) 直方市保健福祉センター基本構想 (平成 25 年 1 月)

本構想では、複数機能の併設を目指した機能や規模の検討を行うこととしています。

■ (仮称) 直方市保健福祉センター基本構想における関連項目

■ 施設の機能

【分野】	【機能】
・健康づくりの拠点	各種健診機能（乳幼児健診、特定健診、がん検診等）、健康づくりの機能、健康相談機能
・福祉の拠点	福祉・介護・子育て・療育等に関する相談窓口及び支援機能、福祉避難所としての機能
・市民交流の拠点	子育て支援機能、市民交流の促進機能
・ボランティア活動の拠点	ボランティア育成・活動支援機能（ボランティアサポートセンター）

■ 施設の規模

- ・ 介護予防、地域子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、直方市社会福祉協議会が運営する総合福祉センターの機能の併設を目指す。
- ・ ボランティアサポートセンターの併設に必要な機能を満たす施設規模を検討する。
- ・ 会議室や相談室など、共有が可能な施設については、可能な限り施設の共有化を図るなど、効率的な施設整備を目指す。

■ 今後の事業の進め方

- ・ 市民の意向を反映することを目指し、関係団体からの意見聴取やパブリックコメント等、市民参加の具体的方策について検討する。
- ・ 本市の財政状況を勘案し、より効率的な事業手法について多角的に検証を行い、本事業の早期実現に向けて、最適な手法の選定について検討する。

(9) 直方市健康増進計画（平成 28 年 12 月）

本計画は、市民の健康の増進に関する施策についての基本となる計画です。この中で、健康づくりを推進するための施策の方向として、働き盛りの世代への知識・情報の提供や特定健康診査受診率の向上等に関する取り組みが示されています。

■直方市健康増進計画における関連項目

■ 2 計画の基本目標

- ①健康寿命の延伸
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ③ライフステージに応じた健康づくり
- ④生活習慣の改善

■第 4 章 健康づくりを推進するための施策と目標

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

②循環器疾患対策の推進

【施策の方向性】

— 抜粋 —

ア 高血圧、脂質異常症、糖尿病等の予防の推進

循環器疾患の危険因子である高血圧・脂質異常症・糖尿病発症予防のため、栄養、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣と循環器疾患との関連について、市民に対する理解を広げるため正しい知識の提供を行います。

特に、働き盛りの世代を対象に、危険因子やメタボリックシンドローム等の予防に関する知識や情報提供します。

イ 特定健康診査受診率向上のための取り組み

受診者の利便性に配慮し、市民が身近な地域で特定健康診査とがん検診を同時に受診できる「総合健診」のさらなる推進に取り組みます。

ウ 特定保健指導の効果的な実施

効果的な特定保健指導を推進して、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少に努めます。

保健指導の質の向上を図り、より効果的な保健指導の実施に努めます。

エ 高血圧等未受診者対策や必要に応じた保健指導などの推進

特定健康診査の結果等から、高血圧等の治療や検査が必要と思われる者への受診勧奨が適切に行われるよう、直方鞍手医師会、医療機関等関係機関と連携して取組を推進します。また、生活習慣の改善が必要な者への効果的な保健指導が展開されるよう、より効果的な保健指導の実施に努めます。

(10) 第2次直方市地域福祉計画（令和3年3月）

本計画は、将来の直方市に目を向け、未来を担う子どもたちや一人でも多くの市民が健やかにその一生を過ごせるように、「子どもの幸せの実現」と「健康寿命の延伸」を重要テーマとし、誰もがささえあい、誰もが地域の中で自分らしい生活を送れるような社会を目指しています。

■直方市地域福祉計画における関連項目

■第4章 施策体系と取組事項

基本目標①：協働の地域とひとづくり

1 広報啓発・福祉教育

●福祉に関する啓発の推進

直方市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、交流を通じた福祉理解促進の場の提供に努めます。

2 ボランティア育成

●福祉分野におけるボランティアの育成と活動支援

高齢者福祉分野では、市民ボランティア団体と協働し、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの育成に取り組みます。

障がい者福祉分野では、手話講習会や朗読ボランティア講習会等の開催により、障がい者に対するボランティアの育成に取り組みます。

基本目標②：暮らしをささえる基盤づくり

1 包括的相談支援体制

●障がい者福祉分野での相談体制の充実

基幹相談支援センターの役割強化を行い、今後も、直方市における障がい福祉分野の中核事業所として機能拡充を目指していきます。

●児童福祉分野での相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育てに関する相談に包括的・継続的に対応できるよう、保健師等の専門職による切れ目のない支援が行える体制の強化に取り組みます。

2 健康寿命の延伸と福祉サービス

●健康寿命の延伸

病気の早期発見・予防のための特定検診・がん検診の受診促進、健康づくり・介護予防に関する各種情報提供、普及啓発などの取り組みを今後も継続していきます。

●障がい者福祉サービスの充実

基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核的な役割を担い、権利擁護や虐待防止等の業務を総合的に行うセンターとして機能の充実に努めます。

4 権利擁護対策の推進

●成年後見制度等の活用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、直方市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。

●虐待の防止

直方市地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、高齢者虐待に関する相談等に対応するとともに、関係機関と連携して虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談等に対応するとともに、関係機関と連携して虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。

基本目標③：参加と連携のしくみづくり

1 交流促進

●小地域福祉活動の推進

各校区社会福祉協議会は自治会や民生委員児童委員協議会、直方市社会福祉協議会等と連携し、単身高齢者への訪問や見守り、または敬老の日前後にいこいの村での高齢者のつどいを開催するなどの小地域福祉活動を推進しています。

2 連携強化

●地域等との連携の強化

直方市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等の地域の関係者をはじめ、ハローワーク等の関係機関や福祉サービス事業者等との連携を強化します。

●社会福祉協議会との連携

本市の地域福祉推進の中核である直方市社会福祉協議会と今後もさらなる連携強化を図り、福祉に関する啓発や小地域福祉活動、福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取り組みを推進していきます。

4 地域と連携した災害対策の推進

〈基本的な考え方〉

大規模な災害が発生し、被災地域においてボランティアによる円滑な救援活動が必要となった場合、直方市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターと連携し、協力及び支援体制の確立を図ります。

(11) 第2期直方市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）

本計画は、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備のための計画です。この中で、障がいのある子どもに対する取り組みが示されています。

■第2期直方市子ども・子育て支援事業計画における関連項目

■第5章 その他の子育て支援施策

3. 障がい児施策の充実等

— 抜粋 —

障がいのある子もいない子も同じ地域で共に育つことができる環境づくりが必要であり、障がいのある子を地域で支えていくためには、保健、医療、福祉、教育、保育等の各種関連機関が連携を図ったうえで、障がいのある子及びその家族に対して、一貫した効果的な支援を行える体制整備が必要となります。

学齢期に問題が顕在化してくる発達障がいについて、幼児期から発達障がいを把握し、適切な環境や対応を整えることで、二次的な不適応を予防する取り組みとして、乳幼児健康診査や幼稚園・保育所等への巡回相談といった支援の充実を図ります。

(12) 直方市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成26年6月）

この方針は、直方市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定めるもので、公共建築物における木材利用の方向性や木材の利用に際して考慮すべき事項が示されています。

■直方市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針における関連項目

■第1 基本的事項

2 木材の利用の具体的方向

— 抜粋 —

公共建築物を整備するものは、この方針に沿って建築基準法等の法令に基づく基準のほかライフサイクルコスト、メンテナンス性及び施設利用者に与える効果などを比較考慮し、木造化することが困難または不適切な場合を除き、木造化に努めることとし、木造化が困難な施設においても、可能な限り内装等の木質化に努めることとする。

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上重要な部分に木材を利用することをいう。

「県産木材」とは、福岡県内で育成、伐採された木材をいう。

「内装化の木質」とは建築物の新築、増築、改築にあたり、室内の面する部分及び屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(13) 第2次直方市環境保全行動計画（令和2年3月）

本計画では、工作物の設計・施工、修理・解体に関して、地球温暖化対策に資する具体的な取り組みが示されています。

■第2次直方市環境保全行動計画における関連項目

■第5章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

4. 具体的な取り組み

(4) 工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み

— 抜粋 —

- 1) 工作物の設計における省エネルギー化に関する取り組み
 - ①太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを利用した設備やコージェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い設備の導入に努める。
 - ②施設周辺や屋上などの緑化に努める。
 - ③断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
 - ④自然光を取り入れる工夫を行う。
 - ⑤個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。
 - ⑥省エネルギー型空調、照明機器の導入に努める。
- 2) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択に関する取り組み
 - ①再生資材など、環境負荷の少ない建設材を採用する。
 - ②工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を図る。
 - ③工事において、間伐材、木屑、コンクリート塊などの資材の有効活用を図る。
 - ④耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。
- 3) 廃棄物の減量に関する取り組み
 - ①事業の発注に際し、廃棄物の減量化を請負者に対して要請する。
 - ②発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。
 - ③建設副産物の発生の抑制を図る。
 - ④建設副産物のリサイクルの推進に努める。
 - ⑤アスファルト、コンクリート塊など建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。
 - ⑥施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
 - ⑦発生した産業廃棄物については、マニフェスト制度などの活用により、適正な処理・処分が行われているか確認する。
- 4) その他、工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み
 - ①廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。

1.1.5 建設候補予定地に係る事項

(1) 建設候補予定地の概要

現在想定する建設候補予定地を図 1-2 に示します。当該建設候補予定地は、現在、中央公民館、男女共同参画センター本館、健康福祉課別館等が位置しています。また、隣接する敷地の一部も建設候補予定地を含めることを想定しています。



図 1-2 建設候補予定地 位置図

表 1-3 敷地概要及び主な法制度の概要

項目		内容	備考
敷地概要	所在地	津田町 7-20	
	敷地面積	8,698.15 m ² ※図測による	
	敷地内の既存施設	中央公民館、男女共同参画センター本館、健康福祉課別館 他	
法制度の概要等	用途地域	近隣商業地域・商業地域	都市計画総括図
	防火地域	準防火地域	都市計画総括図
	建ぺい率	近隣商業地域：80% 商業地域：80%	都市計画総括図
	容積率	近隣商業地域：200% 商業地域：400%	都市計画総括図
	高さ制限	なし	建築基準法 55 条第 1 項
	外壁後退	なし	建築基準法 54 条第 1 項
	道路斜線制限	勾配 1.5 (適用距離 20m)	建築基準法 56 条第 1 項 1 号
	隣地斜線制限	31m+勾配 2.5	建築基準法 56 条第 1 項 2 号
	北側斜線	なし	建築基準法 56 条第 1 項 3 号
	日影規制	5m：5 時間、10m：3 時間 平均地盤面からの高さ：4m	建築基準法 56 条第 2 項
	地区計画	なし	直方市ホームページ
都市計画道路	3・5・36-2 外町江口線	都市計画総括図	

(2) 埋蔵文化財包蔵地

江戸時代の城下町の遺構が残されている可能性がある埋蔵文化財包蔵地に敷地の一部が含まれています（図 1-3）。そのため、当該箇所において工事を行う場合、調査未実施箇所に留意し、発掘調査が必要となる可能性があります。

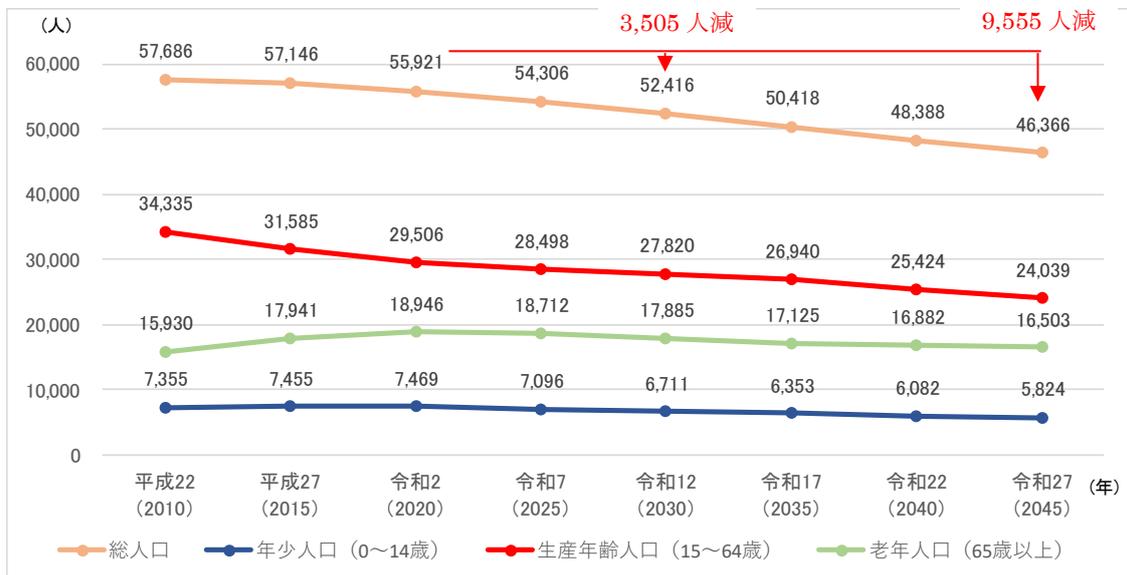


図 1-3 敷地内における埋蔵文化財包蔵地

1.1.6 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計（平成30年推計）」で直方市の将来推計人口を見ると、令和2年の本市人口55,921人と比較して、10年後の令和12年の本市人口は52,416人と予測されており、令和2年から3,505人（6.27%）の減少が見込まれています。また、年齢3区分（年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）、老年人口（65歳以上））について令和2年と令和12年のそれぞれの推移を見ると、年少人口は758人（10.1%）の減、生産年齢人口は1,686人（5.71%）の減、老年人口1,061人（5.06%）の減と、いずれの区分においても人口減少が見込まれています。また、令和22年には5万人を下回り、令和27年には46,366人と予測されており、令和2年から9,555人（17.09%）の減少が見込まれています。

保健福祉センターの整備に際しては、人口減少に伴う利用ニーズの推移を見据えた施設量を検討する必要があります。



注) 平成27(2015)年まで総務省「国勢調査」、令和2(2020)年以降国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

(資料) 地域経済分析システム (RESAS)

図1-4 直方市の将来人口推計

1.2 導入機能の整理

前提条件、「直方市公共施設のあり方に関する基本方針」及び「平成24年度基本構想」、その他関連計画やその後の庁内での検討結果等の検討経緯、並びに「直方市公共施設個別施設計画(複合化検討編)」等の検討結果を踏まえ、本施設に求められる導入機能を整理しました。

1.2.1 導入機能の検討

ハード面での保健福祉センターの役割は、保健福祉機能を充実するための専門施設であることは言うに及ばず、日常的、開放的な場であることが望まれます。

ソフト面では、住民の主体性を引き出しながら、健康づくりや地域福祉の充実を念頭においた事業展開と、子育て、障がい(児)者、児童・生徒、高齢者及び福祉・災害ボランティア支援等に関わる以下の機能が必要です。

1. 健康づくりの機能（各種検診・健診、教室、相談等）
2. 福祉の機能（直方市社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センター等）
3. 保健・福祉・教育連携機能（療育事業、発達相談・就学相談等）
4. 福祉・災害ボランティア活動支援機能（福祉・災害ボランティアセンター等）
5. 教育支援機能（適応指導教室）

1.2.2 導入機能・諸室の整理

本施設の導入機能・諸室は表 1-4 のとおりとします。なお、諸室の整理に関しては、できる限り用途が限定されることなく、複数の用途で共用可能とし、無駄なく効率的な活用を目指します。また、可動間仕切り壁により分割利用可能とするなど、スケルトン・インフィル方式を取り入れることにより、日常のニーズだけでなく、将来的な社会ニーズや法律・制度改正にも柔軟に対応できる諸室構成とします。

表 1-4 導入機能

事業部門（現時点）		事業内容	施設内訳	
健康づくり関連部門	健康福祉課別館、男女共同参画センター本館（離乳食教室等）	<ul style="list-style-type: none"> ○健診事業 乳幼児健診・特定健診・基本健診 ○検診事業 がん検診等 ○相談事業（健康相談・赤ちゃん相談等） ○離乳食教室等 ○健康増進に関する事業 	健診用ホール・検診用ホール （分割利用・他機能共用可）	
			診察・面談室（共用）	
			消毒室	
			倉庫（検診関係機材保管用）	
			栄養指導室（共用）	
			更衣室	
			事務室	
福祉関連部門	直方市社会福祉協議会（旧総合福祉センター）	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談事業 ○研修事業 ○在宅福祉(ホームヘルプ)サービス事業 ○生活福祉資金の貸付業務 ○おもちゃ図書館等 	事務室	
			倉庫（書庫・車いす・おもちゃ等保管用）	
			相談室	
			会議室	
			おもちゃ図書館（共用）	
	直轄地区障がい者基幹相談支援センター		○相談事業	事務室
				会議室 面談室（共用）

事業部門（現時点）		事業内容	施設内訳
保健・福祉・教育連携部門	健康福祉課別館	○療育事業 ○相談事業（発達相談・就学相談等）	サーキット室兼療育室
	母子保健係		療育室（共用）
	学校教育係		面談室（共用）
福祉・災害ボランティア活動支援部門	直方市社会福祉協議会（旧総合福祉センター）	○福祉・災害ボランティア活動支援事業	直方市社会福祉協議会事務室等
教育支援部門	学校教育係	○適応指導教室機能	適応指導教室
共用	共用		エントランススペース・フリースペース
			倉庫
			トイレ（男・女・障がい者等）
			給湯室
			洗濯室
			更衣室（男・女）
			授乳室
共用部分（階段・エレベーター・廊下、機械室等）			

1.2.3 災害時の避難者支援機能

本施設の導入機能は、表 1-4 に記載の内容に加え、災害時におけるボランティアの活動拠点としての役割を果たすことができるよう下記の機能を整備します。

- ・ 災害ボランティアを受け入れる諸室として各諸室を活用します。
- ・ 炊き出しの際の調理場所として栄養指導室を活用します。

1.2.4 稼働率の整理

複合化対象施設の貸会議室の稼働状況は表 1-5 のとおりです。

表 1-5 諸室別稼働率（令和元年度）

利用 圏域	施設名（棟の名称）	諸室名称	貸出可能 数／年	年間貸出 数／年	稼働率
広域	健康福祉課別館	第1会議室	—	—	—
		第2会議室（かのん）	—	—	—
		第4会議室	—	—	—
		応接室	—	—	—
		作業室（りちやいけ事務局）	—	—	—
		第3会議室	—	—	—
		和室1	—	—	—
		和室2	—	—	—
	男女共同参画センター（本館）	料理講習室	987	186	18.8%
		軽運動室	987	512	51.9%
	旧総合福祉センター（本館・別館）	第1会議室	194	36	18.6%
		第2会議室	202	68	33.7%
		和室3	—	—	—
		和室2	—	—	—
		和室1	—	—	—
		大会議室	—	—	—
		おもちゃ図書館	—	—	—
	旧適応指導教室	集会室	194	15	7.7%
		適応指導教室（学習室）	—	—	—
			適応指導教室（調理室）	—	—

※上表中、常時開設し、貸館を行っていない諸室の値は「-」としている。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置のため、男女共同参画センター本館はR2.3.2～3.31 休館

※旧総合福祉センター（本館・別館）及び旧適応指導教室は、令和元年7月末の施設閉鎖までの利用状況

※託児室は、単独での貸室を行っていないため稼働率の算定は行わないものとする。

※男女共同参画センター本館及び旧適応指導教室は、一部面積のみの複合化となるため、それぞれ保健福祉センターでの事業に関わる諸室のみ記載。

1.3 基本構想の作成

上記の結果を踏まえ、本施設の設置に係る基本理念、施設の機能と役割、主な施設内容について再度検討を行い、基本構想を取りまとめました。以下に本構想の位置づけ、基本理念等を示します。

1.3.1 施設整備の必要性

少子高齢化社会が急速に進行する中、子どもから高齢者までの市民の健康増進、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉など全ての市民が対象になる福祉の充実といった取り組みは、市民の暮らしの質の向上のために大切な施策です。令和 2（2020）年度までを目標期間とする第 5 次直方市総合計画では、まちづくりの基本目標として「いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち」を掲げ、市民一人ひとりが、健やかで、安心して暮らせるまち、また、子どもを安心して産み、育て、子どもたちの元気な笑顔があふれるまちを目指しています。

地域の課題を自ら解決しようとする各種ボランティア団体や NPO 等の市民活動団体が生まれており、その活動を支援する仕組みも必要とされています。第 5 次直方市総合計画におけるまちづくりの基本目標として「市民みんなで地域づくりを推進するまち」も掲げており、市民一人ひとりが、主体的に地域の活動に関わることで活性化を図り、市民と行政が協働しながら、いつまでも安心して暮らせる地域社会の構築を目指していることから、福祉関連や災害ボランティアの受け入れ環境整備も重要な施策と言えます。

このような中、現在、保健福祉事業は健康福祉課別館を中心に行われています。

しかしながら、施設面において、健康福祉課別館については、旧市民会館別館を活用した施設であることから、保健福祉センターとしての機能を十分に備えているとは言い難い状況です。また、保健福祉事業を一体的に行う施設が他にないことから、様々な支障をきたしています。さらに、健康福祉課別館はいわゆる旧耐震基準の建物であり、耐震性能への不安や老朽化による陳腐化・維持費の増加などの課題を抱えています。施設の老朽化に関しては、直方市社会福祉協議会が入居していた旧総合福祉センター（本館・別館）や旧適応指導教室は、老朽化による施設内の天井落下や外壁剥落など利用者の安全確保が困難であること等を理由に令和元年 7 月にそれぞれ閉鎖・解体され、別施設への一時移転を余儀なくされている状況です。加えて、健康福祉課別館や男女共同参画センター本館は、エレベーターが整備されていない、施設内に段差がある、というようなバリアフリーへの対応の限界、相談するにあたっての専用の部屋がないというようなプライバシーの問題等、多くの課題を抱えています。

これらの現状と課題への対応が必要であることから、新たな保健福祉センターの整備が必要となっています。

なお、平成 29 年 3 月策定の直方市公共施設等総合管理計画において、本市の公共施設等の移管・削減面積の目標値を約 20%と設定していることを踏まえ、新施設の整備にあたっては、集約化・複合化を図るとともに、集約化・複合化前の各施設の合計面積から約 20%減を目安として取り組みます。

1.3.2 基本構想の位置付け

今回策定する保健福祉センター基本構想は、平成 24 年度基本構想を基に、庁内各課や関係団体へのヒアリングにおける意見等を踏まえながら、施設の整備方針、備えるべき機能等を検討し、次年度以降に実施を予定する基本設計に伝える設計与条件を整理するものです。

1.3.3 施設の基本理念

第 5 次直方市総合計画におけるまちづくりの基本目標である「いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち」及び「市民みんなで地域づくりを推進するまち」の達成のためには、健康づくり部門、福祉部門、保健・福祉・教育連携部門、福祉・災害ボランティア活動支援部門や教育支援部門など異なる部門間での連携を強化することにより、事業効果を高めることが大切です。

整備にあたっては、各分野の充実とともに、「直方市公共施設のあり方に関する基本方針」で示したように、バリアフリー等によるすべての市民が利用しやすい機能を備えることも必要です。

以上より、当該施設の整備に当たっては、「市民の健康と元気をつくる」「ふれあいや交流を育む核となる」「すべての人が安心して利用できる」ことを基本理念とし、保健福祉センターは、様々な保健関連事業による生涯を通じての健康づくりや交流の場の提供、子育て、児童・生徒、障がい者、高齢者に関わるサービスを複合的に提供する施設を目指します。

施設の基本理念

- 市民の健康と元気をつくる
- ふれあいや交流を育む核となる
- すべての人が安心して利用できる

2. 対象施設の計画及び基本的仕様の検討

2.1 庁内関係各課及び関係団体へのヒアリング

本施設の導入機能及び各諸室の具体的なあり方を検討するにあたり、導入機能を所管する庁内関係各課及び関係団体等へのヒアリングを行い、基本構想の前提となる諸室構成や各導入機能の使用方法等を把握し、基本構想策定の前提条件として整理しました。

2.1.1 ヒアリングの概要

本施設の導入機能及び各諸室の具体的なあり方を検討するにあたり、導入機能を所管する庁内関係各課及び市内関係団体等に対し、平成30年度及び令和2年度において聞き取り形式でのヒアリングを実施しました。ヒアリングを実施した関係各課及び関係団体等は表2-1のとおりです。

表 2-1 ヒアリング対象

ヒアリング対象	
関係各課	関係団体
こども育成課	食生活改善推進会
健康福祉課	直方市身体障がい者福祉協会
文化・スポーツ推進課	直方市老人クラブ連合会
	直鞍地区障がい者基幹相談支援センターかのん
	ボランティア連絡協議会
	障がい者問題を考える直方市連絡会議

2.1.2 ヒアリング結果

主なヒアリング結果を表 2-2 に示します。

表 2-2 主なヒアリング結果

分類	要望・意見
検診、健診用ホール	検診、健診用ホールは、幼児が寝転がることや走り回ることがあるため、柔らかい床材とし、土足禁止として欲しい。
	検診、健診用ホールは、検診・健診時には、部屋を分割して利用することは無い。また、検診用ホール、健診用ホールは一体で利用できるような動線を確保してほしい。廊下を経由しての動線確保でも良い。
	現在の畳のスペースと同様の機能を健診用ホールに設置してほしい。衛生面での問題があるため、床と同レベルではなく高さで区分しておきたい。
	ホール中央に共用倉庫（椅子・机）、それとは別に各課それぞれ個別の倉庫（小物を収納）が必要である。
事務室	各種検診等に係る事務室が必要（コピー機とパソコン設置）
診察面談室	診察面談室について、子ども育成課は3室、健康福祉課は2室あればよい。
	相談するための個室があると良い。
更衣室	更衣室は受診者が診察中に利用するため、検診、健診用ホールから直接利用できるようにしてほしい。
消毒室	優先度は低いですが、消毒室は検診、健診用ホールに近い方が使い勝手が良い。
フリースペース	フリースペースの一面に印刷機も設置して欲しい。現在は100枚50円程度で利用できる。登録団体のみ利用できる等、一定の利用制限は必要と考えている。
	各団体の資料等の保管場所としてロッカー等があると良い。
療育室	面談室は、言語の先生のために必要。2室あれば良いが、ベッド、机が設置できるよう面積の確保が望まれる。
直方市社会福祉協議会	利用者の利便性や福祉・災害ボランティアセンター設置を考慮すると1階が望ましい。
	おもちゃ図書館は、おもちゃの格納倉庫があれば、他事業との共用可能。
障がい者基幹相談支援センター	専用の面談室が必要。その他に共有の面談室もあると良い。
	障がいのため、子どもの泣き声を気にする利用者もいるが部屋に入ってしまうと問題ない。階段・EV等からスムーズに部屋内に入れる動線が望ましい。

分類	要望・意見
栄養指導室	調理台 6 台（講師用台 1 台含む）は、確保して欲しい。
	栄養指導室内は土足禁止として欲しい。
	現在は調理台の 1 つを荷物置き場として利用しているが、調理場と食事・荷物置きのスペースが別にあると良い。そのため、栄養指導室と会議室が隣接していると使い勝手が良い。
トイレ	トイレは採尿が出来るように検診、健診用ホールに近い位置が望ましい。
	多目的トイレは館内に 1 箇所ではなく、各フロア（できれば男女別に 2 箇所）の設置として欲しい。
	車いす対応のトイレだけでは、全介助が必要な方のおむつ交換に対応できないので、対応できる設備を検討してほしい。
その他共用部	エレベーターは、車いすやベビーカーが入れる規模が欲しい
その他諸室	20～30 人程度で利用出来る規模の部屋があると良い。
	重度障がい者に対応できる部屋、休養室があると良い。
	利用者と親の交流の場を検討してほしい
施設全般	施設内の段差等のバリアフリーを念頭に考えてほしい
	リモート会議、障がい者が情報を入手できる環境などアクセシビリティの推進を行ってほしい。（情報取得環境の整備）
災害対応	備蓄倉庫（防災用備品の倉庫）はあった方が良い。
外構・駐車場	検診車は路線バス程度のサイズである。最大 5 台が同時に駐車し、バスの半分程度まで底がかかるようになっていればよい。検診車は年間 14 回程度利用している。
	車いす駐車場から施設までの動線には雨に濡れないよう屋根が欲しい。
	現状でも駐車場が少ないと感じている。現在の駐車台数以上は確保してほしい。
	敷地内の浄化槽は現在利用していないため、撤去は可能である。その部分を駐車場として活用することも可能である。
	駐輪場を確保してほしい。（既存と同じく十数台程度で良い。）
	雨天時の（運転をしない）障がい者の乗り降りは、回転シートや車いすの固定解除やシートベルトの着脱など一定時間がかかるため、雨よけとして玄関付近に車からの乗降スペース及び壁から突き出た庇などを設置してほしい。

2.2 配置方針の検討

既存建物の撤去手順等を検討し、施設・屋外空間の機能性、コスト面に配慮した配置方針案を作成しました。

2.2.1 配置方針の作成

既存施設の配置、埋蔵文化財包蔵地の位置等を考慮し、図 2-1、図 2-2 に示す配置計画を作成しました。



図 2-1 配置方針案 A

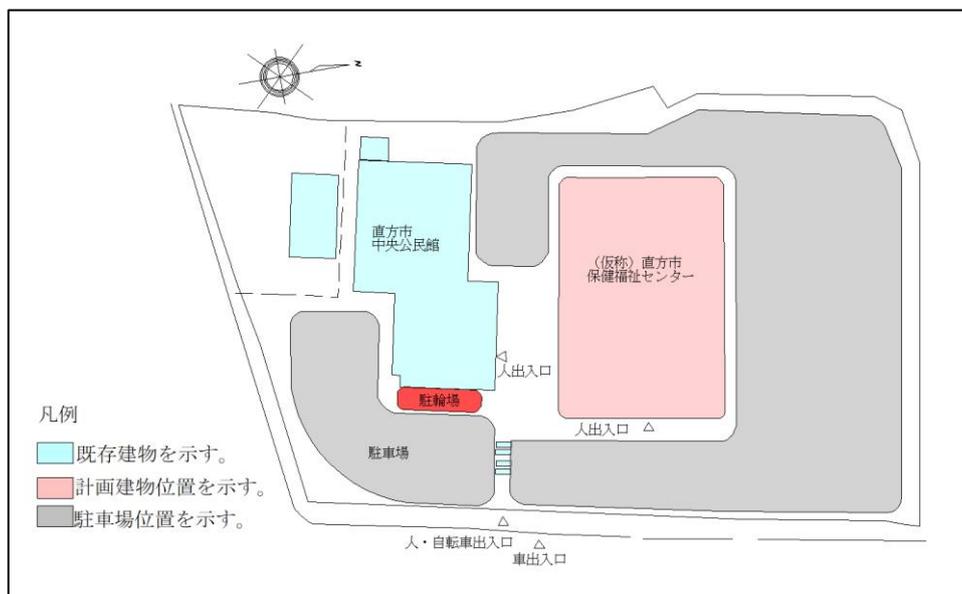


図 2-2 配置方針案 B

2.2.2 配置方針の比較・評価

作成した配置方針に対して、施設・屋外空間の機能性等の視点から比較・評価を行いました。表 2-3 の比較・評価結果から、「施設・屋外空間の機能性」、「構内の動線」の面でより優れた「配置方針案 A」を採用することとします。

また、施設の配置上、必要な性能は以下のとおりです。

- ・ 検診車 5 台分の駐車スペースが健診・検診ホールに面して確保できること。
- ・ 111 台以上の駐車スペースを確保できること。(下表 2-4 参照)
- ・ 施設の周囲を回遊し、車両動線の交錯が少ない計画とすること。
- ・ 敷地周辺施設から一定の距離が確保され、日影面での影響も少ないこと。

表 2-3 配置方針の比較・評価

項目	配置方針案 A	配置方針案 B
施設・屋外空間の機能性	○ 全ての健診・検診ホールに対し、検診車を寄せて駐車することが可能	△ いずれかの健診・検診ホールのみに対し、検診車を寄せて駐車することが可能
中央公民館との関係	△ 両施設を行き来する際には、車道を渡る必要がある	○ 車道を介さず、両施設を行き来することが可能
構内の動線	○ 施設の周囲を回遊することが可能であり、車両動線の交錯も比較的少ない	△ 施設の周囲を回遊することが出来ず、車両動線の交錯も生じやすい
敷地周辺施設との関係	○ 敷地周辺施設から一定の距離が確保されており、日影面での影響も少ない	○ 敷地周辺施設から一定の距離が確保されており、日影面での影響も少ない
駐車台数	140 台+検診車 5 台	130 台+検診車 5 台
総合評価	○	△

表 2-4 駐車場台数推計値

事業	想定平均 駐車台数	備考
各種検診・健診等	37	原則、複数の健診・検診は重複して実施しない。
療育事業	20	
直方市社会福祉協議会	13	
直鞍地区障がい者 基幹相談支援センター	1	
貸室利用者（中央公民館 等）	40	
計	111	検診車や各事業に係る業務用車両は除きます。

2.2.3 建替え手順の検討

健康福祉課別館の解体から保健福祉センターの供用開始までの間、健康福祉課別館で実施する保健・福祉機能を中央公民館及び男女共同参画センター本館で代替する可能性が想定されるため、中央公民館南側（男女共同参画センター別館解体後の跡地）に駐車場を先行して設ける等の対応を検討します。

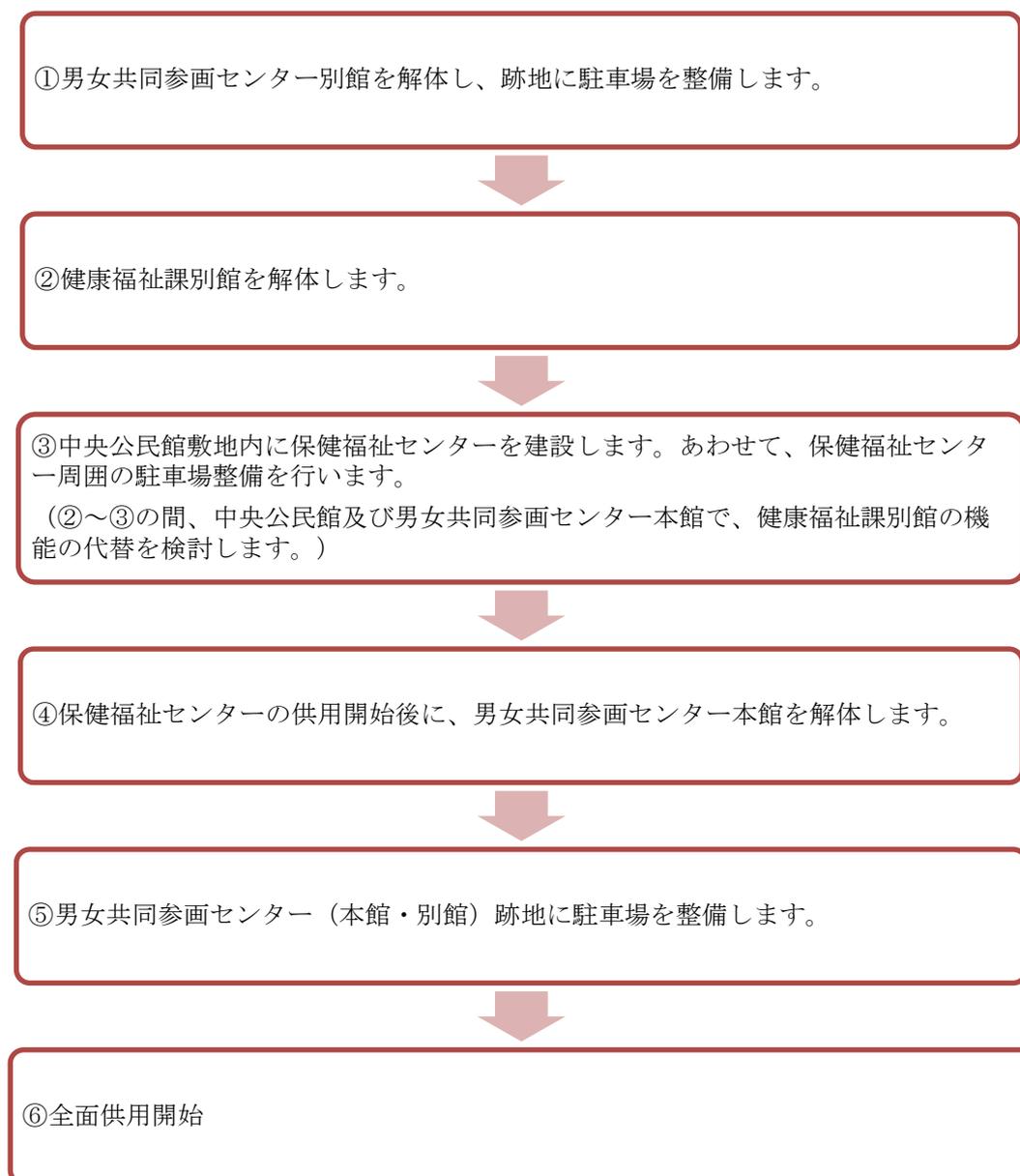


図 2-3 建替え手順（案）

2.3 計画・デザイン方針検討

庁内関係各課及び関係団体等へのヒアリング結果を踏まえ、各導入機能についての整備方針と、各諸室等の具体的計画方針、デザインの方向性を検討しました。

併せて、ランニングコストの低減を踏まえた設備計画方針、形式を検討しました。

2.3.1 導入機能の整備方針

(1) 健康づくり機能（健診・教室・相談等）

子どもから高齢者までの誰もがいつまでもいきいきと暮らせるよう、乳幼児健診や各種がん検診などの健診・検診が可能なホール機能、生活習慣病予防や介護予防などの健康増進機能、健康づくりに関する様々な相談機能を備えます。

(2) 福祉機能（直方市社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センター等）

保健・医療等との連携強化により、さらなる効果的な事業展開が期待できることから、直方市社会福祉協議会及び障がい者基幹相談支援センターを併設し、相談・支援機能を強化することで、総合的な地域福祉の拠点施設を目指します。

直方市社会福祉協議会が実施する、障がいや発達の遅れのある子どもやその家庭を支援するおもちゃ図書館機能を備えます。

施設の整備に当たっては、高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮した整備を行います。

(3) 保健・福祉・教育連携機能（療育事業、発達相談・就学相談等）

発達障がいの早期発見や早期支援の取り組みを進めるため、療育機能や発達・就学等に関する相談機能を備えます。

(4) 福祉・災害ボランティア活動支援機能

災害時のボランティア活動の拠点としての機能や直方市社会福祉協議会内に設置されている福祉を中心としたボランティアセンター等との連携や支援機能を検討します。

(5) 教育支援機能

直方市教育委員会と連携し、不登校児童・生徒の学校復帰に関する支援を行う適応指導教室機能を導入します。

2.3.2 デザインの方向性

本市では、「直方市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針(平成 26 年度)」を策定しています。本施設の該当する「社会福祉施設」は木材利用を促進すべき施設として位置づけられており、木造化が困難な場合においても、内装等の木質化に努めることとされています。したがって、木材利用の検討に努めるとともに、高齢者や障がい者の利用を踏まえてユニバーサルデザインを採用します。

(1) 内部（仕上げ材等）のデザインについて

建物内部の仕上げに木材を利用することにより、木材特有の匂いや接触感によるリラックス、ストレス低減効果などを得ることができると言われています。建物内部への木材利用箇所としては、床、壁、天井など多岐にわたりますが、本施設はその用途と規模から内装制限（建築基準法第 35 条の 2）を受け、準不燃材料の使用を求められる箇所が多いため、木材の利用にあたっては、留意する必要があります。

(2) ユニバーサルデザインの採用について

導入するユニバーサルデザインの例として、高齢者や弱視者の視認性に配慮した色彩計画、音声誘導サイン・点字サインの設置、高齢者や車いす等の移動に支障がないよう突起の低い誘導床材（点字ブロック）等を検討します。

2.3.3 各諸室等の具体的計画方針

庁内関係各課及び関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、各諸室等の具体的な方針を表 2-5 に示します。なお、諸室の整理に関しては、できる限り用途が限定されることなく、複数の用途で共用可能とし、無駄なく効率的な活用を目指します。

表 2-5 各諸室等の具体的検討方針

諸室（上履、下足の別） 面積（㎡）※目安	計画方針	
620 ㎡	健康づくり関連部門（上履）	
	検診、健診用ホール	検診、健診用ホールは、他の用途と明確にエリア分けし、エリア内は専用の廊下を設けることで、自由な動線を確保する。 検診、健診用ホールそれぞれに備品等の倉庫を設ける。 検診・健診以外の用途でも柔軟に利用できるよう、可動間仕切り壁を設け、分割利用を可能にする。 乳幼児健診のため、健診用ホール内に、畳等の小上りスペースを設ける。 健診用ホールは、乳幼児が寝転がること等を考慮し土足禁止とした上でクッション性、防汚性、抗菌性のある床材とする。
	診察面談室	検診、健診時の利用を想定し、3室以上設ける。
	男・女更衣室	検診、健診者の利便性の良い位置に設ける。
	消毒室	検診、健診用ホールからの利便性の良い位置に設ける。
	事務室	検診記録等の事務作業を想定し、設ける。
	栄養指導室	靴の履き替えスペースを設ける。
		調理台 6 台程度（講師用、昇降式各 1 台を含む）を配置する。
		利用者の荷物を置くための棚等を設ける。
	325 ㎡	福祉関連部門
直方市社会福祉協議会		事務室、応接室、会議室、相談室を設置する。
障がい者基幹相談支援センター		センター内に会議室を設ける。 室内の様子が見える扉形状とする。
		福祉・災害ボランティア活動支援部門
エントランススペース・フリースペース		打ち合わせスペースの設置を検討する。（設置する場合は、登録団体の優先利用等、一定の利用上のルールを検討する。また、コピー機や棚・ロッカーの設置を検討する。）
75 ㎡	保健・福祉・教育連携部門（上履）	
	サーキット室兼療育室	利用者が遊んだり、踊ったりするため、土足禁止とするとともに、隣接エリアへの防音性に配慮した仕様とする。
90 ㎡	教育支援部門	
	適応指導教室	児童・生徒の活動スペースと事務室を設ける。

諸室（上履、下足の別） 面積（㎡）※目安		計画方針
1,390 ㎡	共用	
	面談室	診察・面談室と別に各機能の共用を想定し3室程度を設ける。 点字ブロックは、つまずき防止のため突起の低いものとする。
	給湯室・洗濯室	洗濯室があるため、防音性に配慮した仕様とする。 給湯設備付きの流し台を設ける。
	授乳室	給湯設備付きの流し台や、ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設置する。
	倉庫	備品等が収納できる倉庫を設ける。
	トイレ	多目的トイレを各階1箇所以上設ける。
		多目的トイレ内には、成人のおむつ交換用シート（折りたたみ式等）を設ける。
		多目的トイレの扉の開閉はボタン式とする。
		重度障がい者用設備の設置を検討する。
		男子・女子トイレそれぞれに、ベビーチェアやベビーベッド等乳幼児に対応できる設備を1箇所以上設ける。
	エレベーター	複数の車いす等での利用を想定し、定員24人程度とする。
	機械室	洪水等の災害時を考慮して2階以上の階に設置する。
	駐車場関係	検診車（最大5台）が検診ホールに近接駐車可能とする。
		駐車台数は111台以上を確保する。
雨に濡れないよう、検診車の半分程度の庇等を設ける。		
障がい者用駐車場から出入口まで雨天用の屋根等を設ける。		
2,500 ㎡	計	

2.3.4 設備計画方針・形式

設備計画方針として、ランニングコストや保守管理性、災害対応等を考慮し、大きく「維持管理費の低減」、「光熱水費の低減（①再生可能エネルギーの活用、②省エネルギー設備の導入）」、「災害時の施設運営」からの視点について検討しました。

表 2-6 に示す配慮事項を一例とし、今後の設計段階において効果的な事項を改めて検証します。

表 2-6 設備計画方針・形式の実現に向けた配慮事項（例）

維持管理費の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理時の作業用スペースや搬入出ルートを確認した、点検、交換、修繕の容易なプラン ・ 改修、更新、移設などの容易な機器の選定 ・ 耐久性、耐候性の高い機器の選定
光熱水費の低減	<p>①再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽物の少ない良好な周辺環境を生かし、太陽光発電の導入 ・ 雨水を利用し、トイレの洗浄水や植栽への灌水 ・ 空調エネルギー削減のため免震層を活用し、地中温度によって夏季では温度の下がった空気を、冬季では温度の上がった空気をエントランススペースなどへ供給するクール・ヒートピットの導入 ・ 照明の消費エネルギー低減のため、奥行のある居室の窓へライトシェルフの導入
	<p>②省エネルギー設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全館 LED 照明とし、昼光センサーや、トイレなどの随時利用箇所への人感センサーの導入 ・ 空調設備は、可動間仕切り付の室や、用途別の諸室が多いことを鑑み、個別制御が容易なマルチ型エアコンの導入 ・ 空調エネルギー低減のため、高断熱化（高性能の断熱材や Low-e ガラス等）や日射熱の低減（屋上緑化等）を図る ・ 全館の衛生器具や水栓に節水型機器の導入 ・ 照明や空調など、全館のエネルギー使用量を監視し最適化を図るため、BEMS 等のエネルギー管理システムの導入 ・ 空調や照明の電力の浪費防止のため、集中制御機能の導入 ・ 夏季における外部からの輻射熱低減のため、外構に遮熱性のある舗装材の導入
災害時の施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報収集、通信のための公衆無線 LAN (Wi-Fi) の導入 ・ 停電時の電源確保のための非常用発電設備の導入

2.4 構造種別方針検討

建物の構造種別ごとに、耐火性能、耐震性能等について比較検討を踏まえ、構造種別の方針を示します。

2.4.1 耐火性能

建設候補地は、準防火地域に指定されています。準防火地域内では、火災の延焼防止と遅延を目的とし、建築基準法により、建築物の構造について表 2-7 に示す制限がかかります。また、表 2-8 に耐火性能に係る用語の定義を示します。

表 2-7 準防火地域内の建築物の構造制限

建築物の規模、構造	建築物の構造制限の概要
階数 4 階以上（地階を除く）、または延床面積 1,500 m ² を超える場合	耐火建築物としなければならない
延床面積 500 m ² を超え、1,500 m ² 以下の場合	耐火建築物または準耐火建築物としなければならない
階数 3 階（地階を除く）の場合	耐火建築物、準耐火建築物または外壁の開口部の構造および面積、主要構造部が法令で定める防火上必要な技術基準に適合しなければならない
木造建築物等の場合	延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏は防火構造としなければならない

表 2-8 耐火性能に係る用語の定義

	定義
耐火建築物	主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸、その他の防火設備を有するものをいう。
準耐火建築物	耐火建築物以外の建築物のうち、その主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）が準耐火性能を満たし、かつ、延焼の恐れのある開口部（窓やドア）に防火戸など、火災を遮る設備を有するものをいう。
耐火構造	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造が、鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で、耐火性能に適合するものをいう。
準耐火構造	耐火構造以外の構造であって、耐火構造に準ずる耐火性能で、政令で定めるものを有するものをいう。
防火構造	建物の外壁や軒裏について、建物の周囲で火災が発生した場合に、外壁や軒裏が鉄鋼モルタル塗、しっくい塗等の構造で、延焼を抑制するために一定の防火性能を有するものをいう。

2.4.2 耐震性能

本施設が、災害発生時の避難所として活用されることを考慮し、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、大規模地震の発生に備えた耐震安全性能とします。

表 2-9 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のも の及びこれに準ずる機能を有する機関が 入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II 類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、 社会福祉施設 等	II 類	B 類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外の全ての官庁施設）	III 類	B 類	乙類

表 2-10 耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

2.4.3 構造種別・構造形式の方針

「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」や「直方市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」において、公共建築物等における木材の利用促進に関する方針が示されています。また、本施設は、前項で検討されている耐震安全性能を確保し、地震災害発生後も避難所としての機能を確保する必要があります。構造種別及び構造形式の比較結果を表 2-11、表 2-12 に示します。

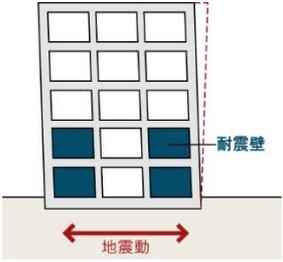
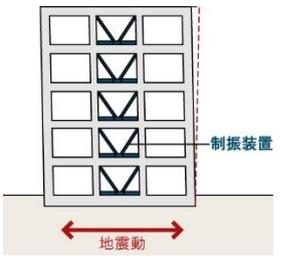
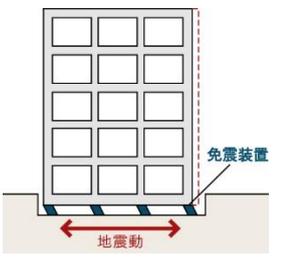
比較結果を基に、今後実際の計画に合わせ、合理的な構造を検討します。

表 2-11 構造種別の比較

	鉄骨 (S) 造	鉄筋コンクリート (RC) 造	木造
地震時の揺れの小ささ、耐震性	○ 水平方向に揺れる幅が RC 造より大きい、建築基準法で定める耐震性の確保は可能	◎ 水平方向に揺れる幅がより小さく、耐震性も高い	○ 水平方向に揺れる幅が RC 造より大きい、建築基準法で定める耐震性の確保は可能
基礎構造	○ 躯体重量が軽く、基礎が比較的小さい	△ 躯体重量が重く、大きな基礎が必要	◎ 躯体重量が最も軽く、基礎が小さい
施工時の環境配慮	○ 工場での部材制作となるため、廃棄物も少ない。施工時に一定の騒音は発生するが、比較的環境への負荷が小さい	△ 現場作業が多く、廃棄物も多く発生する。打設時の工事車両が多く、騒音・振動・排気ガス等の影響が課題となる	◎ 県産材の有効利用となり、廃棄物も少なく、環境への負荷が小さい。工事車両も比較的少ない。
耐火性	○ 耐火構造とするために、耐火被覆が必要となる	◎ コンクリートによる耐火性が高い	△ 大臣認定を受けた耐火構造部材が必要となる
耐久性	○ 外部空間に面する場合、躯体の耐久性は劣る	◎ 比較的長期間にわたり躯体の大規模修繕が不要となる（仕上げ材の定期的なメンテナンスは必要）	○ 外部空間に面する場合、躯体の耐久性は劣る
室内環境	△ 調湿性が低く、結露が生じやすい	○ 断熱性は高いが、機密性が高く、調湿性が低く、結露が生じやすい	◎ 調湿性に優れており、結露が生じにくい。また、木材の利用により、温かみのある室内となる

	鉄骨 (S) 造	鉄筋コンクリート (RC) 造	木造
耐用年数	○ 耐用年数が RC 造より短い	◎ 耐用年数が最も長い	△ 耐用年数が S 造より短い
コスト	○ RC 造より建設コスト、解体コストが安価	△ 建設コストが最も高い また、解体コストも高い	○ RC 造より建設コスト、解体コストが安価
工期	○ 工期が RC 造より短い	△ 工期が最も長い	○ 工期が RC 造より短い
スパン 平面計画	◎ 基本グリッドを大きくでき、平面計画の自由度が大きい	△ 基本グリッドは標準的であるが、平面計画に大空間が必要な場合などで制約がある	△ 基本グリッドがやや小さく、平面計画に制限がある。集積材を併用することで、長スパン対応も可能

表 2-12 構造形式の比較

	耐震	制振	免震
概念図			
特徴	地震力に対し、柱や梁、壁の強度を上げて耐える	地震による建物の揺れを、制振装置によって吸収する	免震装置により、建物に地震の揺れを直接伝えない
耐震性能 (相対評価)	△	○	◎
大地震後の 使用継続	△ 建物や設備機器に変形・ 損傷が発生する可能性 がある	○ 設備機器に若干の損傷が 発生する可能性がある	◎ 建物・設備機器ともに損 傷が発生しない可能性が 高い
大地震後の建物 内部の備品等	△ 備品等の転倒・破損のリ スクがある	○ 備品等の転倒・破損のリ スクが残る	◎ 地震の揺れを建物に直接 伝えないため、備品等の 転倒・破損のリスクは低 い
空間の自由度	○	○	◎
イニシャルコス ト※	◎	○	△
ランニングコス ト (維持管理)	○	△	△
工期	○	○	△

※施設条件（面積、階数等）により、評価に差異が生じる場合もある。

2.5 事業手法検討

配置計画、構造種別、概算事業費の低減及び事業スケジュールの短縮等を踏まえ、事業手法の比較及び事業スケジュールを検討します。なお、保健福祉センターの建設に際して社会資本整備総合交付金（都市構造再編集中支援事業）を活用する場合は、民間資金の活用を検討することが条件であることから、下表中、従来手法以外の手法の活用についての検討が必要です。

2.5.1 事業手法の整理

(1) 対象となる事業手法の特徴

公共施設の整備や運営等に係る事業手法として、従来手法と PFI 手法、PFI 的手法の概要を表 2-14 にまとめます。

表 2-14 事業手法及び事業方式の概要（公共：公共団体、民間：民間事業者）

手法	事業方式	資金調達	設計	建設	維持管理 運営	施設の所有	
						運営中	事業終了後
従来 手法	分離発注方式 (公設公営方式)	公共	公共	公共	公共	公共	公共
PFI 的 手法	DB 方式 (Design- Build)	公共	民間 (一括発注)		公共	公共	公共
	DBO 方式 (Design- Build- Operate)	公共	民間 (一括発注※1)		公共	公共	公共
PFI 手法	BTO 方式 (Build-Transfer- Operate)	民間	民間 (一括発注)		公共	公共	公共
	BOT 方式 (Build- Operate -Transfer)	民間	民間 (一括発注)		民間	公共	公共
	BOO 方式 (Build-Own- Operate)	民間	民間 (一括発注)		民間	—※2	—

※1 PFI 手法が 1 つの事業契約を締結するのに対し、DBO 方式では基本契約、設計施工請負契約、維持管理・運営業務委託契約の 3 本の契約締結をする方法もある。

※2 BOO 方式では、事業期間終了時点で所有権を公共団体に移転せず、民間事業者が施設を解体・撤去等を行う。

1) 従来方式

従来の公共施設の整備・運営に係る手法です。公共が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、設計・建設、維持管理・運営等について、業務ごとに仕様を定めて、単年度業務として、民間事業者個別に委託・請負等の発注を行う手法です。

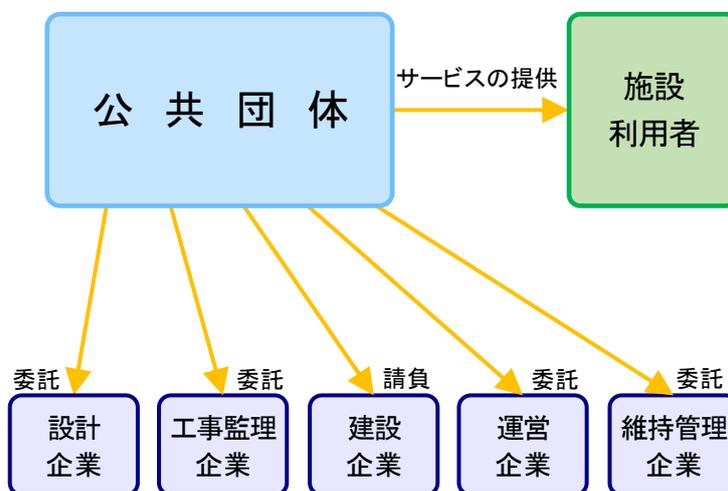


図 2-4 従来方式の概念図

2) PFI手法

PFI手法とは、民間事業者の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括で行う手法です。民間事業者は設計・建設・維持管理・運営等の各企業によるコンソーシアムを組成して事業に応募し、選定後、SPC を設立し、公共団体と事業契約を締結する手法です。

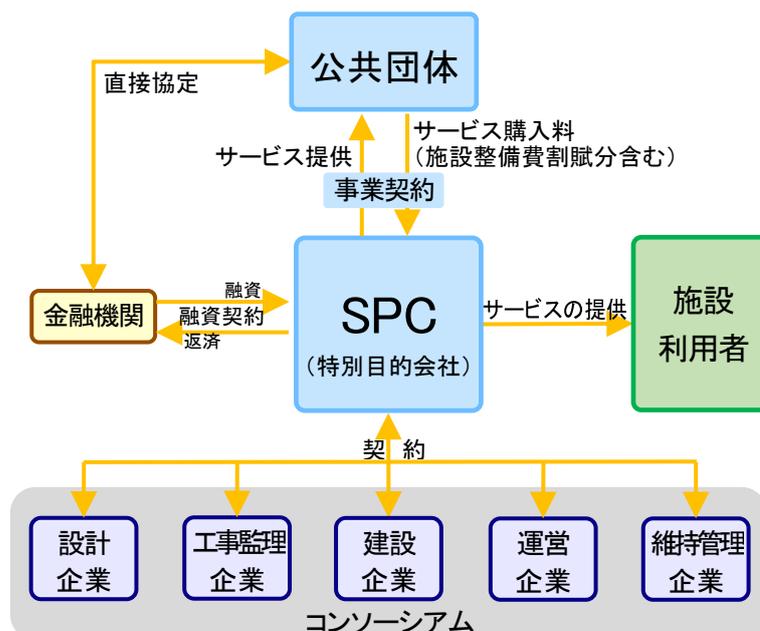


図 2-5 PFI 手法の概念図

また、PFI手法は「建設（Build）」「運営（Operate）」「所有権移転（Transfer）」の各段階の施設（事業資産）の所有形態により、以下のように分類されます。一般的には、運営期間中に民間事業者が施設の所有権を保有している方が修繕の実施等に関して、民間事業者の自由度が高いとされています。

① BTO方式（Build Transfer Operate）

民間事業者が公共施設等の設計建設（Build）を行い、その施設を公共側に譲渡（Transfer）した後、その施設の運営・維持管理（Operate）を行う手法。

② BOT方式（Build Operate Transfer）

民間事業者が公共施設等の設計建設（Build）を行い、その施設を所有したまま運営・維持管理（Operate）を行う手法。事業期間終了後、その施設は公共側に譲渡（Transfer）されます。

③ BOO方式（Build Own Operate）

民間事業者が公共施設等の設計建設（Build）を行い、その施設を所有したまま運営、維持管理（Operate）を行い、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する手法。

3) DBO方式

DBO方式とは、公共団体が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計（Design）・建設（Build）・維持管理・運営（Operate）を一括で行う手法。民間事業者が資金調達をしないため、金融機関による監視がない点がPFI手法と大きく異なります。また、DBO方式はPFI手法と同様、一つの事業契約を締結する方法のほかに、基本契約、設計建設請負契約、維持管理・運営業務委託契約の3本の契約を締結する方法もあります。

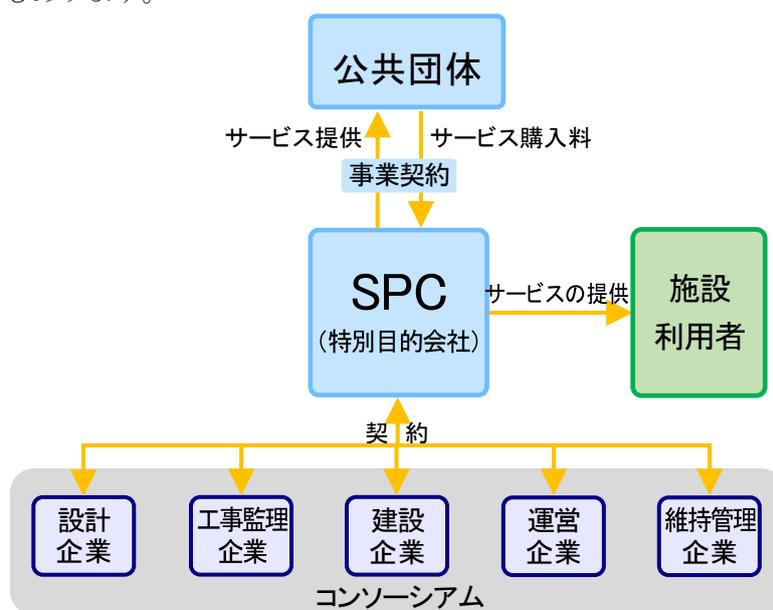


図 2-6 DBO方式の概念図

4) DB方式

DB方式とは、公共団体が起債や国庫補助金等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計（Design）と建設（Build）を一括で行う手法である。維持管理・運営業務は、設計・建設業務とは切り離され、別事業となるため、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用は限定的となる。また、DBO方式と同様、民間事業者による資金調達がない。

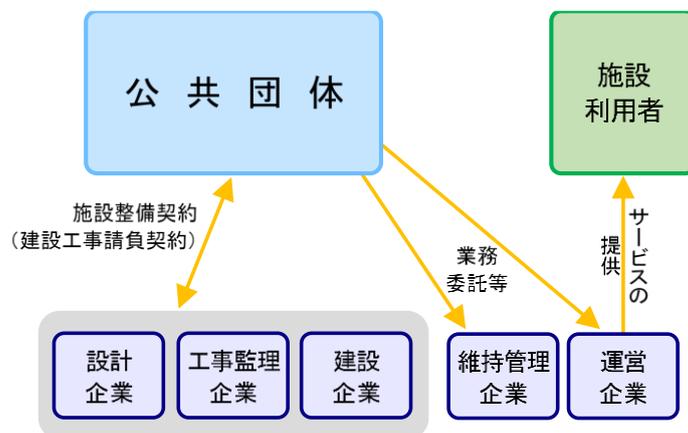


図 2-7 DB方式の概念図

2.5.2 事業手法の比較

整理した事業手法の特徴を踏まえ、本事業で PFI 等の事業手法を導入する場合の、各事業手法の評価について整理します。評価結果や補助金・交付金の要件、事業スケジュール等を基に、今後実情に応じた事業手法を検討します。

表 2-16 事業手法の評価

評価項目	従来方式	PFI 手法	PFI 的手法	
		BTO 方式	DBO 方式	DB 方式
財政負担の平準化	△ 建設費用を施設引き渡し時に一括で支払う必要がある	◎ 建設費用を事業期間中での割賦払いと出来るため、平準化しやすい	△ 建設費用を施設引き渡し時に一括で支払う必要がある	△ 建設費用を施設引き渡し時に一括で支払う必要がある
コスト削減効果	△ 従来通りのコスト削減効果となる	◎ 設計・建設、維持管理・運営の一括発注により、コスト削減効果は大きい	◎ 設計・建設、維持管理・運営の一括発注により、コスト削減効果は大きい	○ 設計・建設の一括発注により、一定のコスト削減効果が得られる
事業の継続性 (運営段階)	○ 市側で維持管理・運営を行うため、民間事業者の倒産等によるリスクは少ない	○ SPC の組成により、各構成企業の経営状況に起因する事業への影響は隔離できる	○ SPC の組成により、各構成企業の経営状況に起因する事業への影響は隔離できる	○ 市側で維持管理・運営を行うため、民間事業者の倒産等によるリスクは少ない
スケジュール	△ 早くても令和 7 年度の竣工が見込まれる	△ 契約手続き等に時間を要する	△ 契約手続き等に時間を要する	◎ 基本設計を別発注することにより、他の手法より早期の竣工が可能となる
発注手続等	◎ 従来通りの発注形態であり、市側の負担は少ない	○ 発注手続に一体の期間を要する。ただし、発注回数は 1 回となる	○ 発注手続に一体の期間を要する。ただし、発注回数は 1 回となる	○ 発注手続に一体の期間を要する。

評価項目	従来方式	PFI 的手法		
		BTO 方式	DBO 方式	DB 方式
発注者側の意向の反映	◎ 分離発注となるため、各段階で、発注者側の意見を反映しやすい	△ 一括発注となるため、要求水準書の作成段階で意見を反映する必要がある。	△ 一括発注となるため、要求水準書の作成段階で意見を反映する必要がある	○ 設計・建設までの一括発注となるため、発注段階で意見を反映する必要がある。維持管理段階では、年度ごとの発注となるため、意見を反映しやすい
災害時対応（運営段階）	◎ 市の意思通り、迅速に対応できる。本来業務を超えた対応が可能である	△ 平常時の業務以外の対応については、事前に民間事業者側と金額や条件について詳細に協議する必要がある	△ 平常時の業務以外の対応については、事前に民間事業者側と金額や条件について詳細に協議する必要がある	◎ 市の意思通り、迅速に対応できる。本来業務を超えた対応が可能である
民間事業者の創意工夫（ノウハウ発揮）の余地	△ 従来通りの発注方式であり、ノウハウ発揮の余地は限定的である	◎ 設計・建設、維持管理・運営段階の性能発注であることに加え、提案内容を重視した総合評価方式の発注等により、ノウハウ発揮の余地は増える	◎ 設計・建設、維持管理・運営段階の性能発注であることに加え、提案内容を重視した総合評価方式の発注等により、ノウハウ発揮の余地は増える	○ 設計・建設段階の性能発注であることに加え、提案内容を重視した総合評価方式の発注等により、ノウハウ発揮の余地は増える
地元企業の参画	◎ 地元企業も慣れた発注方式であり、従来通りの参画が可能	△ 地元企業に馴染みが薄く、地元企業が主体となった参画は難しい	△ 地元企業に馴染みが薄く、地元企業が主体となった参画は難しい	△ 地元企業に馴染みが薄く、地元企業が主体となった参画は難しい